

(写)

龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第10号

龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例（平成25年龍ヶ崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>福祉部こども家庭センター</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>福祉部こども家庭課</u>において処理する。</p>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。